

2020年2月号

明るい琴浦

発行 日本共産党
琴浦町議 青亀壽宏

Eメール
t-aogame@mx1.tcbnet.ne.jp

何を訴える 相次ぐ議員の議会報告紙

問われる議員の質問権

チェック機能 発揮の中の過渡的矛盾

2020年になり、青亀に続いて2人の議員が相次いで議会報告紙を発行という“事件”が起こっています。大平、高塚議員が選挙でもないのに広報紙を発行するのは琴浦町の議会に変化が起こっている証ではないでしょうか。

琴浦町議会は任期4年の折り返しを2月に迎え、議員の委員会所属などの変更が行われる節目のタイミングの出来事でもあります。議会構成で変更になるのは、これまで1人の議員が二つの委員会に所属していましたが、これを改め三委員会を二つにして議員は一つの委員会に所属するようになります。

折り返し点を迎える琴浦町議会は特筆すべき前向きの変化が生まれています。それは、課題や政策ごとの議員間共同が進展して議会が決議や条例改正で町政を前向きに動かす変化を作り出し、チェック機能も監査を請求するなどいかに発揮

しています。

一方、一昨年6月議会の一般質問で高塚議員の「固定資産税の同和減免をしている行政区はどこか？」との質問が“差別発言だ”としてTCCの議会放映のカットが強行され、高塚議員の質問が「差別事象」として鳥取県人権局などの関係機関と部落解放同盟に報告されました。

「差別事象報告書」は、最終的に議会の「撤回決議」により回収されましたが、「会議録に残っている」といって当局の「差別事象対策委員会」は“高塚質問は差別発言”として譲りません。

今年になっても議員の議会における「質問権」をめぐる問題は依然として“未解決”となっており、議会が役割を発揮する中で議決の権威をめぐる過渡的矛盾の解決が待たれています。

大平議員の指摘

部落解放同盟 町協議会に 文書で事前減免約束

大平議員が問題にした「事前約束」とは、2018年11月14日に部落解放同盟琴浦町協議会から出された「事業要請」に対し、小松町長と小林教育長が連名で文書回答を12月5日付でしたことを指します。この回答で固定資産税の同和減免は「対象要件の改正を検討」として実施することを約束しています。

しかし、昨年3月議会で、固定資産

税の同和減免の廃止決議が11対3で可決しましたから減免の事前約束を実施することができなくなりました。

固定資産税の減免は同和地区をまるごと減免の対象にしていますが、そんなことはできません(地方税法)。ですから減免は地方税法違反の“賦課徴収を怠る行為”となり、行政としてやってはならない財源の毀損になります。

議決無視し 減免 強行

昨年3月議会で固定資産税の同和減免の廃止が議決されたにも関わらず新年度に入るやいなや、役場税務課から封書に入った「減免申請書」が区長を通じて配布されました。

固定資産税の同和減免を受けようとするれば、「住所」「氏名」を記入し、捺印して提出すれば自動的に減免されるという“いたれり・つくせり”でした。

町民を代表する議会の議決は行政を

「縛り」ます。同時に住民も強制します。それが議決機関の議決の重みというものです。

大平議員が「どっちが重たい？」と聞いたら、小松町長は「比較の問題ではない」と議決を無視し、部落解放同盟への回答に重きを置く“忖度”を合理化しました。

今度こそ議会の議決が尊重されることを願わずにはられません。

高塚質問問題の本質

議員が“言論の府”と言われる議会で制限される発言は、①「無礼の言葉」と②「私生活に及ぶ言論」(自治法132条)です。

一昨年6月議会における固定資産税の同和減免要綱に対する高塚議員の質問を“差別発言”として抹殺しようとする動きは議会制民主主義に対する重大な挑戦にほかなりません。

議員が固定資産税の賦課・徴収について質問するのは議員の当然の「質問権」の行使です。

議長は会議の“主宰者”

議長は会議の絶対無二の「主宰者」です。議長が許した発言は断固として擁護する責任が議長にはあります。

12月議会の高塚議員の質問に答えた小松町長の答弁で、小椋議長と前田議会運営委員長が、高塚質問直後、小松町長に「高塚発言のTCC議会放映のカットを要請した」ことが明らかになりました。

小椋議長はこれまで「議員の発言を差別事象と捉えていない」と公開質問状に対する回答で答えています。この二つの事実は整合しません。議員の権利に関わる問題であり、責任ある説明が求められます。